独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ミロク情報サービス	コード	9928
提出日	2026/6/3	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	五味廣文	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	北畑隆生	社外取締役	○													○		有
3	石山卓磨	社外取締役	○													○		有
4	山内　暁	社外取締役	○													○		有
5	但木敬一	社外監査役	○													○		有
6	中原　広	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	五味廣文氏は、2022年２月に株式会社新生銀行（現・株式会社SBI新生銀行）の取締役会長に就任しました。同社は、当社の株主（議決権保有比率1.0%）でありますが、役員派遣等当社の経営に影響を与える事実はありません。また、同社と当社とは電子決済等代行業に係るAPI利用契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。なお、同氏は2026年６月22日に同社の取締役会長を退任予定です。	（選任の理由） 元金融庁長官としての豊富な経験と実績、経営戦略及び事業再生に関する相当程度の知見ならびに他社の取締役としての経営経験を有しており、これらの知識と経験を当社における意思決定の妥当性・適正性の確保に活かしていただくため。 （独立役員に指定した理由） 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められているいずれの要件にも該当しない独立性を備えている。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。
2	該当事項なし	（選任の理由） 元経済産業事務次官、他社の社外役員及び大学学長として高度な人材育成に従事するなど豊富な経験と実績を有しており、これらの知識と経験を当社における意思決定の妥当性・適正性の確保に活かしていただくため。 （独立役員に指定した理由） 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められているいずれの要件にも該当しない独立性を備えている。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。
3	該当事項なし	（選任の理由） 学識経験者、弁護士として幅広い見識と知識を有するとともに、大学学長として法学・会計・保険分野の専門職育成に従事しており、これらの知識と経験を当社における意思決定の妥当性・適正性の確保に活かしていただくため。 （独立役員に指定した理由） 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められているいずれの要件にも該当しない独立性を備えている。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。
4	該当事項なし	（選任の理由） 会計分野の学識経験者としての豊富な経験を当社における意思決定の妥当性・適正性の確保に活かしていただくことを期待し、また取締役会のジェンダー、世代等における多様性の確保を図るため。 （独立役員に指定した理由） 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められているいずれの要件にも該当しない独立性を備えている。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。
5	該当事項なし	（選任の理由） 検事、法務事務次官、検事総長等を歴任し、現在は弁護士として法律やコンプライアンスに関する豊富な知識と見識を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただくため。 （独立役員に指定した理由） 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められているいずれの要件にも該当しない独立性を備えている。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。
6	該当事項なし	（選任の理由） 国税庁長官や金融機関の代表役員を含む要職を歴任し、税財務・金融等に関する幅広い知見と経営経験を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただくため。 （独立役員に指定した理由） 「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められているいずれの要件にも該当しない独立性を備えている。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。
※6　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。